第４章　少量危険物

第１節　貯蔵、取扱いの基準

第１　消防庁指針

１　指定数量未満のタンクを連結して給油を行う場合、タンクの容量の合計が指定数量未満で、１日の給油量が指定数量未満であるときは少量危険物取扱所として規制される。

　また、タンクの容量の合計が指定数量以上の場合は貯蔵を主な目的とし（給油を主な目的としない）、１日の取扱い（給油）量が指定数量未満のときは、貯蔵に伴う取扱いとして、少量危険物貯蔵所としての規制を受ける。（昭和５５年６月３日消防危第７３号）

２　移動タンク貯蔵所において一定期間指定可燃物（可燃性液体類）を貯蔵する場合は、条例で定める指定可燃物に係る標識並びに品名及び最大数量の表示が必要である。なお、指定可燃物に係る標識及び表示は、指定可燃物の貯蔵を終えたときは、直ちに取り外すこと。（平成２年１０月３１日消防危第１０５号）

３　指定数量未満の危険物を貯蔵する移動タンクについては、水圧検査を受ける義務はないが、水圧試験を行うよう指導すること。（昭和４０年４月１５日自消丙予発第７１号）

４　リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取扱う場合

　リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取扱う場合は、平成２３年１２月２７日消防危第３０３号「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」によること。

第２　消防局基準

１　少量危険物貯蔵の移動タンク（ミニローリー）の荷台にタンクとの合計が指定数量以上となる危険物の積載は、法第１０条１項違反となる。

２　トラックに少量危険物貯蔵タンクを２基積載することは差し支えないが、容量の合計が指定数量以上となる場合は、移動タンク貯蔵所の規制を受ける。

３　施行令第１０条第１項第４号の規定により設置する消火器は、ＡＢＣ粉末消火器（１０型）とすること。

４　指定数量未満の危険物を運搬する車両及び移動タンク（ミニローリー）には、自動車用ＡＢＣ粉末消火器（薬剤量１．８㎏以上）を設置するよう指導すること。（指導）

５　同一建物又は室内において、あるいは同一敷地内において、少量危険物貯蔵取扱所が点在している場合の規制基準

(1) 屋内の場合で次のいずれかに該当する場合は、別々の少量危険物貯蔵取扱所とみなす。

ア　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料で他の部分と有効に区画（以下「不燃区画」という。）されている場合。

　また、不燃区画されている場所を連続して設けることは認められないが、相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。

イ　危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管等の付属設備を除く。）の周囲に幅３メートル以上の空地が保有されている場合。

ただし、当該設備から３メートル未満となる部分の建築物の壁（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備の出入口以外を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合は、空地を短縮することができる。

なお、当該空地を他の少量危険物取扱場所と共有することは、認められない。

したがって、一の建築物内に複数の少量危険物取扱場所が存する場合や、部分規制の危険物施設と併設が可能となる。

（2） 屋内タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、タンク専用室ごととする。

（3） タンクと設備が同一工程の場合は、同一工程ごととする。

（4） 共同住宅の貯蔵・取り扱う場所で、管理権原者の異なる場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とする。

（5） 百貨店・物品販売店等で化粧品等が陳列販売される場所は、階ごとに防火上有効に区画されている場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とする。

（6） 屋上の場合は、次によること。

ア 屋上部分を同一の貯蔵取扱場所とみなし、１の屋外の場合を準用する。

イ 階の異なる屋上部分がある場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とする。

（7） ベランダ等が建築基準法の床面積に含まれる場合は屋内の基準を準用し、含まれない場合は屋外の基準を準用する。

（8）屋外の場合で次のいずれかに該当する場合は、別々の少量危険物貯蔵取扱所とみなす。

ア 合計した危険物の量が指定数量未満で、それぞれの貯蔵取扱所が６ｍ以上離れていること。

イ 合計した危険物の量が指定数量以上で、それぞれの貯蔵取扱所が１０ｍ以上離れていること。

ウ それぞれの貯蔵取扱所が、耐火建築物等で隔てられていること。

エ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、タンクごととする。ただし、地下タンクで次の場合は同一の貯蔵取扱場所とする。

(ア) 同一のタンク室内に設置されている場合

(イ) 同一の基礎上に設置されている場合

(ウ) 同一のふたで覆われている場合

オ タンクと設備が同一工程の場合は、同一の貯蔵取扱場所とする。

６ 少量危険物貯蔵取扱所と危険物移送用ポンプとが離れて設置されている場合は、少量危険物貯蔵取扱所のポンプ設備として規制する。また、ピロティー等、屋外的要素の強い場所に設置するポンプ設備は、屋外の規定により規制する。

７ 条例第３２条の３第２項第６号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある場合」とは、次による。

(1) 引火点が４０℃未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合

(2) 引火点が４０℃以上の危険物であっても、当該危険物をその引火点以上の温度で貯蔵し又は取り扱う場合

(3) 可燃性微粉が滞留するおそれがある場合

８ 届出の際、条例の規定に適合している場合は受理せざるを得ないが、他の法令に違反し

ているものは届出事項そのものが無効となるので、事前に関係者に教示し、取り下げるよう指導する。

９　１日に指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の取扱い行為が定常的に行われる場合、その場所は少量危険物貯蔵取扱所として規制される。ただし、移動タンクの規制は１日における払出し数量ではなく、タンク容量をもって規制される。

また、同一場所（許可施設）で移動タンクから１日に指定数量以上の注入行為を行うことができる。（昭和３９年４月２４日自消丙予発第３３号参照）

１０　配管及び配管に接続される設備の範囲例

危政令タンク（危政令で定める貯蔵タンクをいう。以下同じ。）と指定数量未満の危険物施設を接続する場合は、次の例によることができる。

⑴　１日に指定数量以上の危険物が通過する配管及び設備について

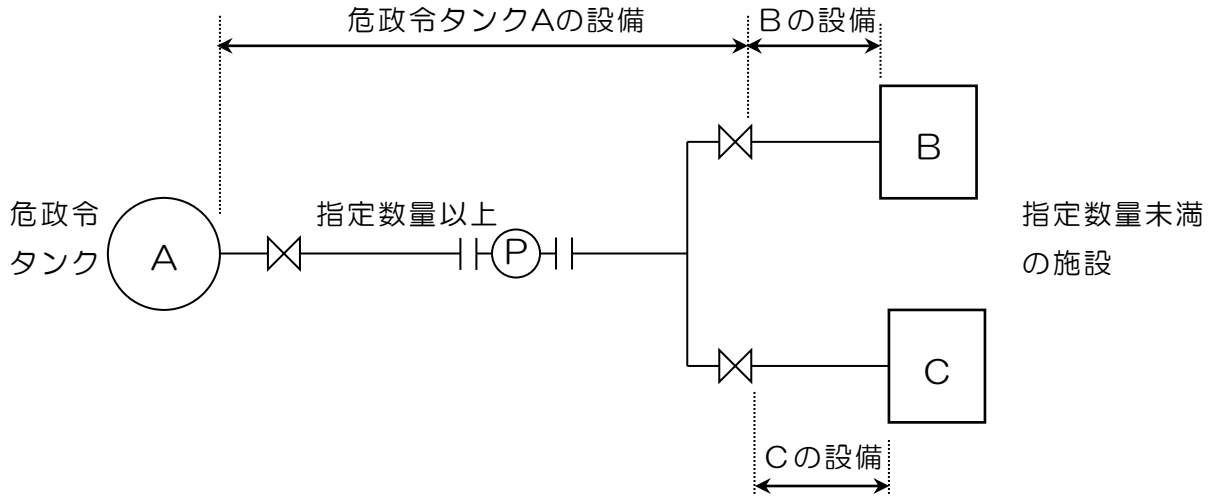

⑵　１日に指定数量未満の危険物が通過する配管及び設備について

ア　屋外タンク貯蔵所の場合

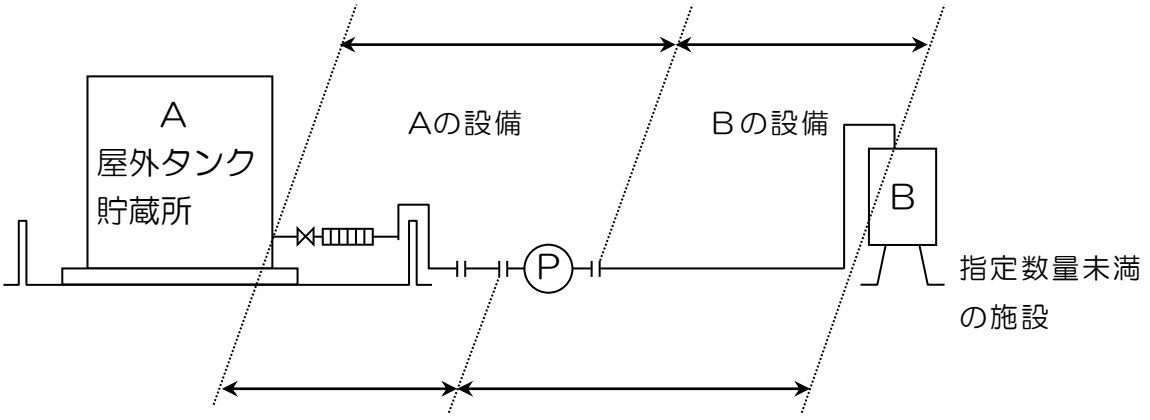

イ　屋内タンク貯蔵所の場合

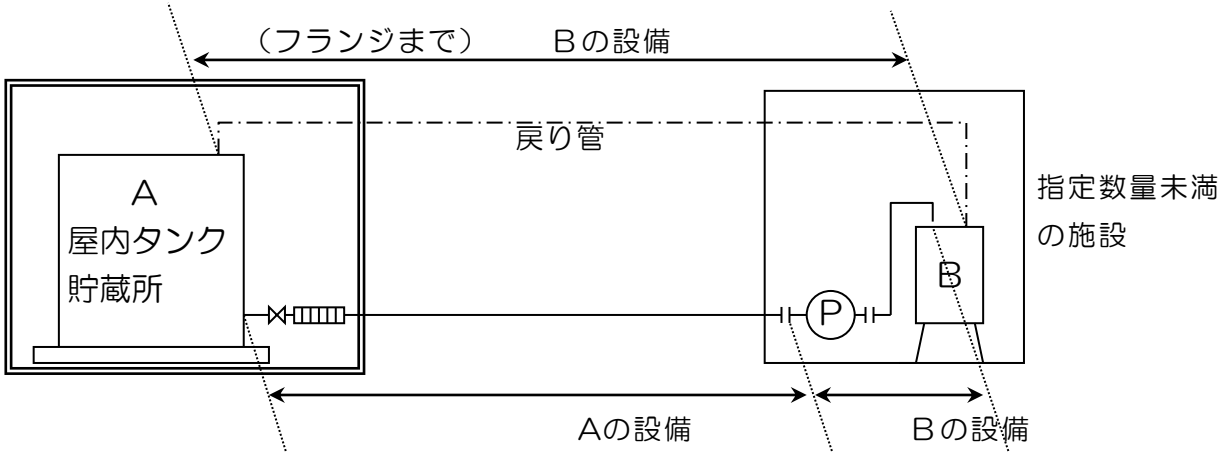

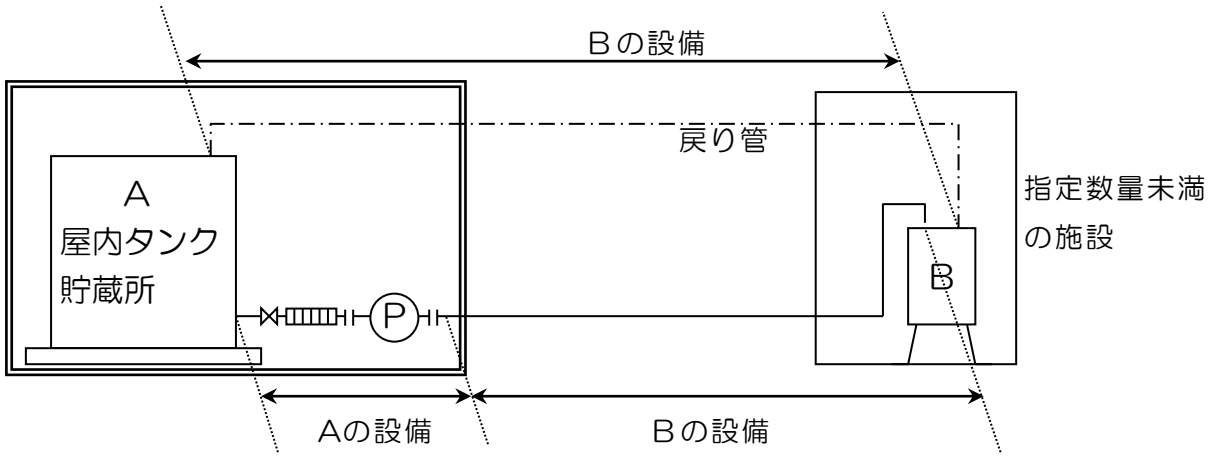
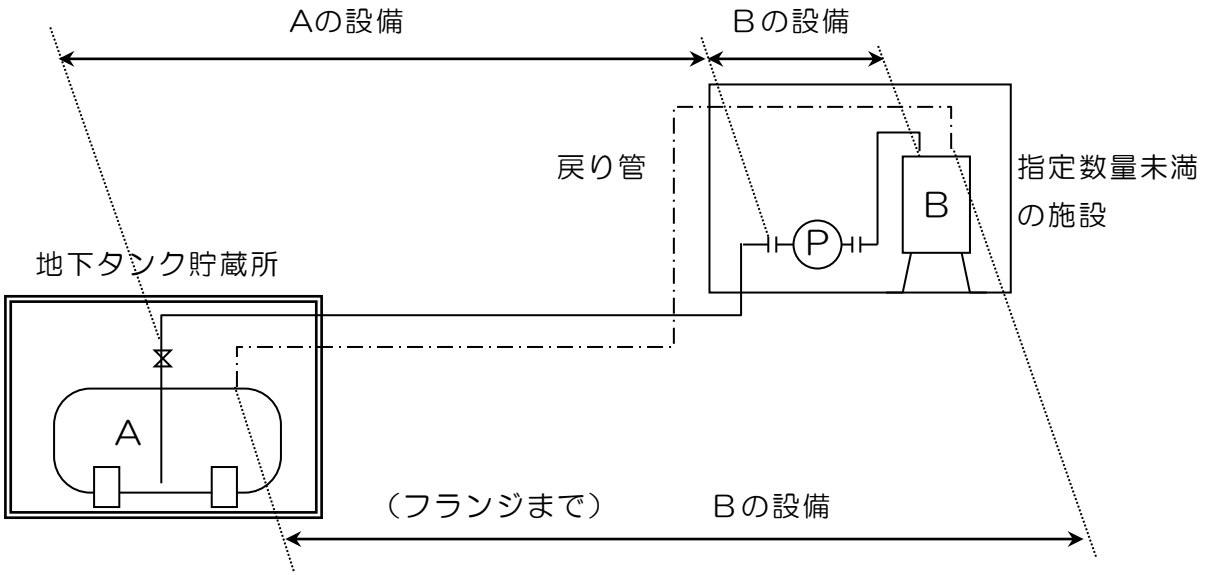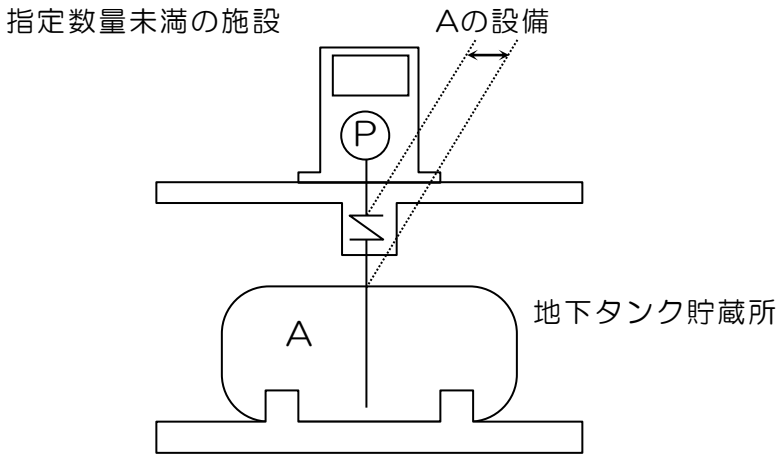
ウ　地下タンク貯蔵所の場合